

介護保険制度とは

我が国では、世界に例を見ない速さで高齢化が進行し、介護の長期化・重度化が進む一方で、核家族化・高齢者のみ世帯の増加など、家族形態も大きく変化しています。このような状況の中で、国民の老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支えていくために創設されたのが、平成12（2000）年4月にスタートした「介護保険制度」です。

介護保険制度は、一定の年齢に達した後に保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを受ける仕組みになっています（社会保険方式）。その際、利用者はサービスを選択し、その業者と契約を結ぶことで、利用することができます。

介護保険制度の運営主体（保険者）は、市町村です。川崎市では、保険者として保険料の徴収、要介護認定、保険給付等の業務を行うとともに、市民の方々が安心して利用できるよう、サービス量の確保及びサービスの質の向上に努めています。

被保険者の資格要件、取得・喪失時期

被保険者は、年齢により保険料の負担方法やサービスを利用する条件などが異なります。被保険者の資格要件は、それぞれ次のとおりです。

①川崎市内に住所を有する65歳以上の方（第1号被保険者）

②川崎市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入の方（第2号被保険者）

在日外国人の方についても、住所を有していると認められ、一定の要件を満たす場合については、介護保険の被保険者となります。

また、川崎市の被保険者が、他市町村に所在する介護保険施設や有料老人ホーム等の特定施設に入所（入居）することにより、住所を異動した場合には、施設所在地の市町村ではなく、引き続き川崎市の被保険者となります。（住所地特例）

(1) 資格の取得日

- ・川崎市内に住所を有する医療保険加入者が40歳に達したとき。
- ・40歳以上65歳未満の医療保険加入者又は65歳以上の方が、川崎市内に住所を有するに至ったとき。
- ・40歳以上65歳未満の被保護者（生活保護等の受給者）が医療保険加入者となったとき。
- ・被保護者で、医療保険に加入されていない方が、65歳に達したとき。

(2) 資格の喪失日

- ・川崎市内に住所を有しなくなった日の翌日
※ただし、住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から資格を喪失します。
- ・40歳以上65歳未満の方が、医療保険加入者でなくなった日
- ・被保険者が死亡した日の翌日

介護保険被保険者証について

被保険者証は、被保険者としての資格を証明するとともに、要介護認定の申請や介護サービスの利用の際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

(一)		(二)			(三)		
介護保険被保険者証		要介護状態区分等			給付制限	内 容	期 間
番 号		認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)				開始年月日	終了年月日
住 所		認定の有効期間	～		開始年月日	終了年月日	
		区分支給限度基準額			開始年月日	終了年月日	
フリガナ		居宅サービス等			届出年月日		
氏 名		1月当たり	単位		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日	
		(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額		届出年月日	
生年月日		性別	男・女		介護保険施設等	種類	入所等年月日
交付年月日						名称	退所等年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 4 1 3	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			種類	入所等年月日	年 月 日
	川 崎 市				名称	退所等年月日	年 月 日

認定された介護度が記載されます。

認定された日と認定の有効期間が記載されます。

保険料の滞納などで給付が制限される場合に記載されます。

裏面の注意事項もよくお読みください。

ご自身の住所やお名前が記載されます。

居宅サービスの1か月に利用できる上限(単位)が記載されます。
p55参照

サービス計画を作成する事業者又は地域包括支援センターの名称が記載されます。

被保険者証の取扱い

- ①被保険者証を受け取ったら記載内容を確認してください。間違いがある場合には、申し出てください。
- ②要介護・要支援認定申請の際や介護保険のサービスの利用時に事業者に提示できるよう、手元に大切に保管してください。
- ③記載内容に変更があったときは、14日以内に被保険者証を添えて届け出てください。
- ④被保険者証の貸し借りはできません。また、コピーしたものは使えません。
- ⑤転出や死亡等で被保険者の資格がなくなったときは、すぐに届け出て被保険者証を返却してください。
- ⑥紛失したり、汚れて使えなくなったときは、再交付いたしますので申し出てください。

介護保険被保険者証についての届け出等は、区役所保険年金課の介護保険料担当窓口までお願いします。

介護保険負担割合証について

負担割合証は、介護保険を利用する際の利用者負担について、所得に応じて1割から3割の負担割合が記された証です。介護保険サービスを利用する際は、被保険者証と負担割合証の2枚が必要となりますので、大切に保管してください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 _____	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
生年月日 _____	
利用者負担の割合	適 用 期 間
割	開始年月日 _____ 終了年月日 _____
割	開始年月日 _____ 終了年月日 _____
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 4 1 3 川 崎 市

ご自身の住所やお名前が記載されます。

1割から3割の負担割合と期間が記載されます。

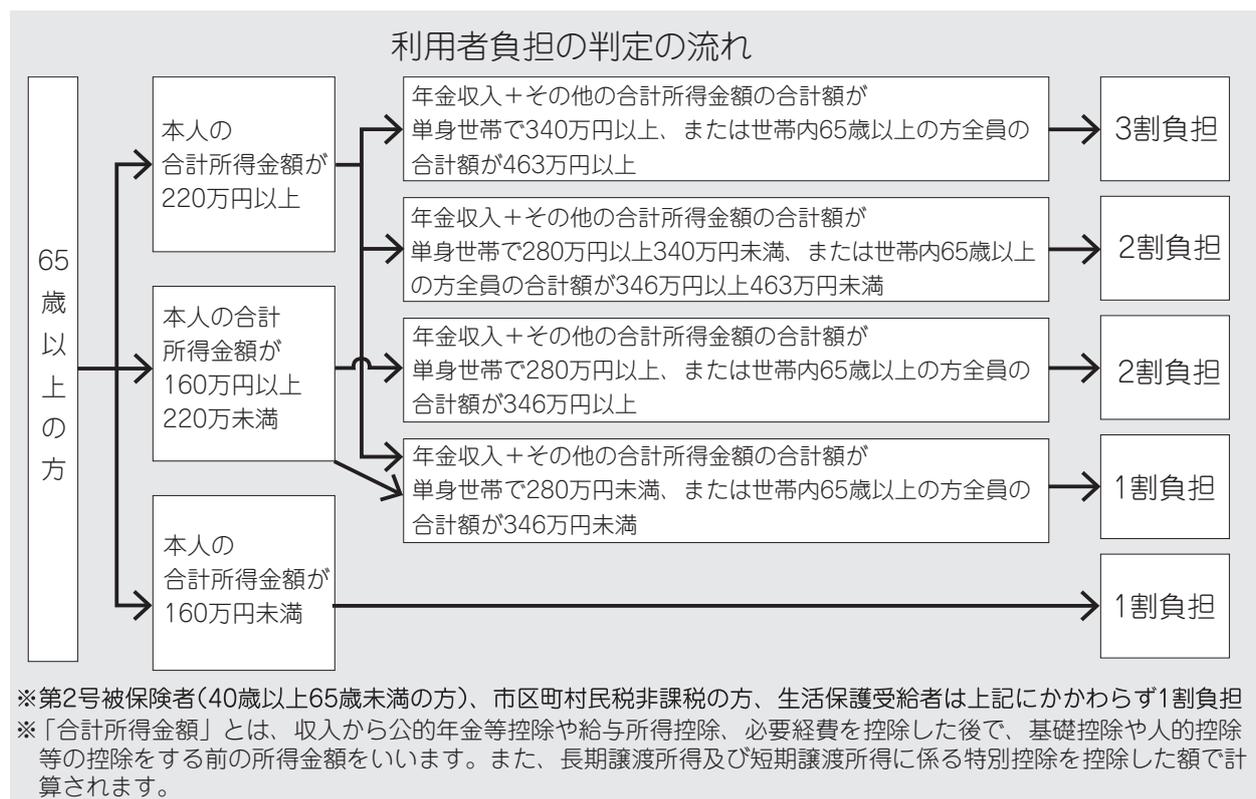
裏面の注意事項もよくお読みください。

負担割合証の取扱い

負担割合証の取扱いについては、被保険者証の取扱いと同様に取扱ってください。

詳しくはP47の「被保険者証の取扱い」をご覧ください。

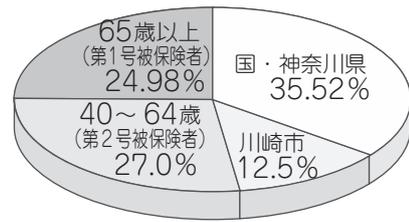
※負担割合の判定については、所得に応じて判定されます。
判定については次の図のとおり判定されます。



介護保険料について

介護保険給付費の財源は被保険者の皆さまの保険料と国、県、市の公費で成り立っています。介護保険料は40歳以上の被保険者の皆さまに納めていただきますが、65歳以上の方（第1号被保険者）と40～64歳の医療保険加入の方（第2号被保険者）で、納め方が異なります。

介護保険給付費の財源



(1) 65歳以上の方（第1号被保険者）

65歳以上の方の介護保険料は、本人・世帯の課税や所得の状況に応じて川崎市では以下の19段階に分けられます。

保険料段階	該当する方	負担割合 (×基準額)	年間の 保険料額(円)	おおむね の月額(円)
第1段階※	生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方、世帯全員が市町村民税 非課税 で、老齢福祉年金受給の方	0.285	22,540	1,878
第2段階※	世帯全員が市町村民税 非課税 で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万9千円以下※ の方	0.285	22,540	1,878
第3段階※	世帯全員が市町村民税 非課税 で、第1・2段階以外の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 120万円以下 の方	0.382	30,210	2,518
第4段階※	世帯全員が市町村民税 非課税 で、第1・2・3段階以外の方	0.67	52,990	4,416
第5段階	本人は市町村民税 非課税 であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万9千円以下※ の方	0.9	71,180	5,932
第6段階	本人は市町村民税 非課税 であるが、同じ世帯に市町村民税課税者がいる方で第5段階以外の方	基準額※	79,090	6,591
第7段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 125万円未満 の方	1.15	90,960	7,580
第8段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 125万円以上200万円未満 の方	1.25	98,870	8,239
第9段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 200万円以上300万円未満 の方	1.5	118,640	9,887
第10段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 300万円以上350万円未満 の方	1.7	134,460	11,205
第11段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 350万円以上400万円未満 の方	1.8	142,370	11,864
第12段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 400万円以上500万円未満 の方	1.9	150,280	12,523
第13段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 500万円以上600万円未満 の方	2.1	166,100	13,842
第14段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 600万円以上700万円未満 の方	2.3	181,920	15,160
第15段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 700万円以上1,000万円未満 の方	2.5	197,740	16,478
第16段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 1,000万円以上1,500万円未満 の方	2.7	213,560	17,797
第17段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 1,500万円以上2,000万円未満 の方	2.9	229,380	19,115
第18段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 2,000万円以上3,000万円未満 の方	3.1	245,200	20,433
第19段階	本人が市町村民税 課税 で、合計所得金額※が 3,000万円以上 の方	3.3	261,020	21,752

※第1段階から第4段階の方の保険料額は、政令に基づき、本来額から減額されています。

※保険料段階を判断する際の合計所得金額は、土地、建物の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。また本人が市町村民税非課税の場合は、この合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除し、さらに令和3年度からは税制改正による影響を受けないように下記を控除した額を用います。

(第1～6段階の方) ① 給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、所得金額調整控除の適用がある場合は、給与所得金額にその控除額を加えた後、10万円を控除。② ①に該当しない方で給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除。

※基準額は「79,097円」で、各段階の年間の保険料額は基準額に各負担割合をかけた金額の10円未満の端数を切り捨てた額となります。

※令和7年度の年間保険料においては、令和6年に支給される老齢基礎年金(満額)が80万円を超えたことに伴い、第2段階及び第5段階の所得基準が、これまでの「課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下」から「80万9千円以下」になります。

■保険料の納め方

【65歳になったり、転入などで資格を取得されると…】

●65歳到達や転入等で資格を取得されますと、原則として翌月までに保険料の額などを記載した「納入通知書」と「納付書」をお送りします。

●「納付書」により、お近くの金融機関・コンビニエンスストア又はキャッシュレス決済でお納めください。「口座振替」で納めることもできます。

※口座振替の手続は、市内金融機関やお住いの区の区役所の介護保険料担当窓口、川崎市ホームページで行うことができます。

【公的年金を受給されている方は…】

●老齢・退職年金、障害年金、遺族年金(老齢厚生年金、老齢福祉年金を除く)を年額18万円以上受給している方は、年金から差引きされます。差引きの開始は、資格を取得した月の6か月～1年後となります。具体的な開始月などは納入通知書でお知らせします。

(2) 40歳以上 65歳未満の医療保険加入の方(第2号被保険者)

■加入している医療保険の保険料(国民健康保険料・健康保険料等)と一緒に納めます。

【国民健康保険に加入している方は…】

●各市町村ごとの国民健康保険の算定ルールによって保険料が計算されます。(担当窓口は、区役所保険年金課です。)

【職場の健康保険や共済組合に加入している方は…】

●加入している医療保険ごとの算定方法に基づいて、給与および賞与に応じて計算されます。

介護保険料を滞納してしまった場合

特別な理由もなく介護保険料を滞納すると、介護サービス利用の際に給付の制限があります。災害や生計維持者の死亡等の特別な事情がある場合には、必ず区役所保険年金課収納担当へご相談ください。

①保険料を納期限から1年以上滞納すると ⇒ 利用料の支払方法変更

介護サービスの利用者負担が、一時的に全額負担になります。負担割合との差額につきましては、後日、申請により払い戻しとなります。

②保険料を納期限から1年6か月以上滞納すると ⇒ 給付の一時差止め

費用の全額を支払い、また、後日申請により払い戻されることになっている金額が一時的に差止めになります。さらに、指定された期限までに滞納保険料を納付されない場合は、払い戻される金額を滞納している保険料に充てます。

③保険料を2年以上滞納すると ⇒ 利用料の自己負担額変更及び高額介護サービス費等の不支給

滞納している期間に応じて一定期間、利用者負担が3割もしくは4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。なお、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、延滞金が増加されます。

※介護保険料を滞納した場合には、法律に基づき預貯金等を差し押さえる場合があります。

※介護保険料の各種減免制度は、51ページを参照ください。

保険料の減免制度について

65歳以上の方の介護保険料の納付が困難な方に、次のような保険料の減額又は免除の制度があります。

① 収入が少なく生活が著しく困難な方 ⇒ 第6段階の4分の1の額へ減額

【確認する書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの。(例) 年金支払通知書・預貯金通帳・給与明細書等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 世帯の収入が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算）に満たないこと。(基準生活費は、法改正や世帯員数、年齢等によって変わります。)
(例1) 75歳単身世帯 月収入がおおむね 7万3千円以下
(例2) 72歳と75歳の2人世帯 月収入がおおむね 11万8千円以下
- 2 世帯全員の預貯金や有価証券について、世帯の高齢者が1人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。
- 3 市町村民税、健康保険において、他世帯の被扶養者となっていないこと。
- 4 居住用及び収入を得るため以外の、土地・建物を所有していないこと。

② 保険料段階が第4段階の方で、以下に該当する方 ⇒ 第6段階の2分の1の額へ減額

【確認する書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの。(例) 年金支払通知書・預貯金通帳・給与明細書等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 保険料段階が第4段階で、保険料の滞納がないこと。
- 2 年間収入が、150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）以下であること。
- 3 世帯全員の保有する預貯金や有価証券について、単身世帯で350万円、世帯員が1人増すごとに100万円を加算した額を超えないこと。
- 4 市町村民税、健康保険において、他世帯の被扶養者となっていないこと。
- 5 居住用及び収入を得るため以外の、土地・建物を所有していないこと。

③ 入院や失業等により、世帯の生計維持者の所得が前年に比べて著しく減少した方 ⇒ 申請月以降1年間の所得見込みで算定した保険料段階の額へ減額

【確認する書類】

所得減少の事由、生計維持者の収入の分かるもの。

(例) 診断書・離職証明書・年金支払通知書・給与明細書・雇用保険受給資格者証等

【条件】 次のすべてに該当することが必要です。

- 1 世帯の生計を主として維持する方（以下「主たる生計維持者」と言います。）の死亡、心身への重大な障害、長期入院、事業の休廃止又は失業等により、申請月以降1年間の所得見込みが、前年所得に対して減少していること。(予定されていた雇用期間満了による退職・離職などは該当しません。)
- 2 世帯の主たる生計維持者の申請月以降1年間の所得見込みが、市町村民税非課税の範囲となること。
- 3 申請月以降1年間の所得見込みで算定することにより、保険料段階が下がること。

④ 災害により住宅や家財に3割以上の損失を受けた方 ⇒ 6か月間の保険料を免除

【確認する書類】 罹災証明書 ※申請期限は原則として災害発生日から6か月間とします。

⑤ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に、1か月以上拘禁された方

⇒ 収監日の属する月から、出所日翌日の属する月の前月までの保険料を免除

【確認する書類】 在所証明書・在監証明書

ご注意

- 減免期間は、原則として申請のあった月からとなります。
 - 申請月以降の保険料であっても、申請時に既に納められている保険料は原則として減免の対象となりません。
 - 特別養護老人ホームに入所している方は、①及び②の減免の対象になりません。
- ※保険料の納付を一定期間猶予する「徴収猶予制度」もあります。

介護保険の 利用手続き

※ご本人やご家族が要介護・要支援認定を申
また、認定調査や主治医意見書の費用は市
※更新について：認定には有効期間がありま
給付は受けられませんので被保険者証をご
※区分変更について：認定有効期間内であっ

・加齢等により生活に支障が出てきている方
・介護サービスの利用を検討している方 など

要介護・要支援認定が必要な方

要介護・要支援 認定の申請



本人または家族等が
お住まいの地区の
区役所高齢・障害課
で申請します。

要介護・要支援認定

認定調査・主治医意見書



心身の状態を調べるために認
定調査員による聞き取り調査
を受けます。(身体の動きの
確認もあわせて行います。)

認定調査
結果

+

主治医の
意見書

市から主治医に意見書作成を
依頼します。

介護予防に取り組む方
自立した生活を送れる方

基本チェックリストの実施 による対象者の判定

25項目からなる生活状況等についての簡易
な質問です。体力や気力などの生活してい
くうえで必要な生活機能をチェックします。
(地域包括支援センターで実施します。)

※本人が事業対象者の判定手続きを希望する場合には、認定申
請を行わずに基本チェックリストを実施することも可能です。

サービス・活動事業
(第1号事業)
(事業対象者)

自立した生活が
送れる方
(非該当)

請できない場合は、地域包括支援センターなどに申請の代行をしてもらうことができます。で負担しますので利用者の本人負担はありません。

す。有効期間満了の60日前から更新手続きができます。有効期間が切れていると介護保険確認ください。

ても、心身の状態が変化した場合は認定の区分変更申請をすることができます。

介護認定審査会



医師や保健・福祉の専門家が、認定調査結果と主治医意見書をもとに、どのくらいの介護・支援が必要か審査・判定をします。

認定結果

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護1~5

と認定された方

介護保険の介護サービスを利用できます。

居宅介護支援事業者等でケアプランを作成します。

要支援1・2

と認定された方

介護保険の介護予防サービスやサービス・活動事業（第1号事業）（30~32、63~67ページ）を利用できます。

地域包括支援センター等で介護予防ケアプランの作成や介護予防ケアマネジメントを実施します。

事業対象者

と判定された方

サービス・活動事業（第1号事業）（30~32、66~67ページ）を利用できます。

地域包括支援センター等で介護予防ケアマネジメントを実施します。

いこい元気広場事業等
（28ページ）

要介護認定について

第1号被保険者（65歳以上の方）

介護や支援が必要と認定された場合に、介護保険サービスが受けられます。

第2号被保険者（40歳以上64歳の医療保険加入の方）

16種類の特定疾病^{*}が原因で介護や支援が必要になったときに、介護保険サービスが受けられます。

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすれば、どの程度の介護が必要か判定を行うのが要介護認定です。（障害の程度や病気の重さを認定するものではありません。）

要介護認定の基準は全国一律です。介護認定は客観的で公平な判定を行うため、コンピューターによる1次判定と、保健医療福祉の専門家が行う2次判定の2段階で行います。

要介護認定は、大きく「要支援」と「要介護」の2種類に分かれます。

要支援とは、現在は介護の必要がないものの、将来要介護状態になる恐れがあり、6か月以上継続して家事や日常生活に支援が必要な状態をいいます。この状態は2段階に分けられます。

要介護とは、原則として6か月以上継続して入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常時介護を要すると見込まれる状態のことをいいます。この状態は5段階に分けられます。

また、認定の結果、非該当（自立）になった場合でも、川崎市が実施する「介護予防事業」が利用できるほか、事業対象者の判定により「サービス・活動事業」を利用できる場合があります（52・53ページ参照）。

詳しくは、お近くの区役所の担当窓口にお問い合わせください。

※特定疾病

- | | |
|---|--|
| ①がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） | ⑨ ^{せきちゅうかんきょうさくしやう} 脊柱管狭窄症 |
| ②関節リウマチ | ⑩早老症（ウェルナー症候群） |
| ③ ^{そくさく} 筋萎縮性側索硬化症（ALS） | ⑪多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症） |
| ④ ^{こうじゅうじんたいこつ かしょう} 後縦靭帯骨化症 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬脳血管疾患（脳梗塞、脳出血など） |
| ⑥初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症など） | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など） |
| ⑧ ^{せきすい} 脊髄小脳変性症 | ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

更新について

認定には有効期間があります。有効期間満了の60日前から更新手続きができます。有効期間が切れていると介護保険給付は受けられませんので、被保険者証をご確認ください。

区分変更について

認定有効期間内であっても、心身の状態が変化した場合は認定の区分変更申請をすることができます。

引越しのときには（要介護・要支援認定を受けている方が川崎市外へ転出するとき）

介護保険担当窓口で受給資格証明書（認定を受けていたことを証明する書類）の交付手続きが必要です。受給資格証明書は転居先の市役所・役場に提出してください。

サービスの利用上限

介護保険のサービスには、利用できる額や回数に上限があります。

(1) 介護保険サービスの支給限度額

要介護度に応じて、1か月あたりの支給限度額が単位数で決められています。

サービスによって1単位の単価が10円～11.12円の範囲内で設定されています。

※要介護度ごとに設定されている支給限度額を超えて介護サービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

要介護度		利用できるサービス	1か月あたりの支給限度額
事業対象者		①サービス・活動事業（第1号事業）	5,032単位（約6万円）
要支援	要支援1	①サービス・活動事業（第1号事業）	5,032単位（約6万円）
	要支援2	②介護予防サービス ③地域密着型介護予防サービス	10,531単位（約12万円）
要介護	要介護1	④在宅サービス	16,765単位（約18万円）
	要介護2		19,705単位（約21万円）
	要介護3	⑤地域密着型サービス	27,048単位（約29万円）
	要介護4		30,938単位（約33万円）
	要介護5		⑥施設サービス 36,217単位（約39万円）

(2) 独自の支給限度額を適用する介護保険サービス

(1) の支給限度額は適用されず、それぞれ独自の支給限度額を適用します。

サービスの種類	支給限度
居宅療養管理指導 (介護予防含む)	医師・薬剤師等の資格ごとに1か月の利用上限回数が定められています。
特定施設入居者生活介護（介護予防含む）	支給限度額ではなく、要介護度ごとに介護費用が定められています。
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）	
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護医療院	
特定福祉用具販売 (介護予防含む)	要介護度に関わりなく毎年度(4月～翌年3月)ごとに10万円が限度額となります。
住宅改修費の支給 (介護予防含む)	要介護度に関わりなく20万円が限度額になります。要介護状態が3段階以上高くなった場合や転居した場合は、再度20万円まで利用できます。

※特定福祉用具販売と住宅改修費の支給については、購入費または改修費に対する現金給付となります。

サービス利用に係る費用の負担

介護保険サービスを利用した場合、利用者は費用の1割から3割を自己負担します。

<自己負担>	<保険給付>
・介護費用の1割から3割 ・その他の負担 ※	介護費用の9割から7割

※費用の1割から3割負担のほかに、別途実費負担が必要な場合があります。具体的な金額は各事業者と利用者の契約で設定されます。

サービスの種類と標準的料金表

介護費用の1割負担の利用料が記載されているサービスは、負担割合が2割、3割の場合、各負担割合に合致する自己負担

(1)在宅サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、身体の介護や家事の援助を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）					
提供時間 サービス区分	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	以後30分 ごとに
身体介護中心	182円	272円	431円	631円	92円
提供時間 サービス区分	20分以上45分未満			45分以上	
生活援助中心	199円			245円（※）	
通院のための 乗車降車介助中心	1回 108円				

※生活援助中心で45分以上サービスを利用した場合の利用者負担は245円で固定となります。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	1,408円
--------------------	--------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間 サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護ステーション	350円	524円	916円	1,255円
病院・診療所	296円	444円	639円	939円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	336円
---------------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	515円
歯科医師	2回	517円
薬剤師	原則2回（医療機関）	566円
	原則4回（薬局）	518円
管理栄養士	2回	545円
歯科衛生士等	4回	362円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

●利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担	+	実費負担
要介護1	718円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	848円		
要介護3	981円		
要介護4	1,116円		
要介護5	1,252円		

※入浴をした場合には1回当たり43円から59円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

●利用時間：7時間以上8時間未満の場合の1回あたりの利用料（通常規模型）

要介護状態区分	1割負担	+	実費負担
要介護1	829円	+	食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	983円		
要介護3	1,138円		
要介護4	1,322円		
要介護5	1,501円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担	+	実費負担
要介護1	656円	+	食費・滞在費・理美容代・ 日用品費等 ※おむつ代は介護保険の給付費 に含まれていますので、保険 外の実費負担はありません。
要介護2	732円		
要介護3	811円		
要介護4	887円		
要介護5	962円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

ユニット型短期入所生活介護（ショートステイ）

個室スペースと少人数で集まれる共同生活スペースにより、一体的に構成される場所で日常生活を営みます。

- 1日あたりの利用料（併設型短期入所施設でユニット型個室を利用した場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	766円
要介護2	840円
要介護3	922円
要介護4	999円
要介護5	1,074円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

- ⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

- 1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

療養病床から転換した介護老人保健施設については、1割負担が若干異なる場合があります。

要介護状態区分	1割負担
要介護1	890円
要介護2	944円
要介護3	1,012円
要介護4	1,069円
要介護5	1,128円

+

実費負担
食費・滞在費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

- ⑩ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

- 1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	17,431円
要介護2	19,586円
要介護3	21,837円
要介護4	23,927円
要介護5	26,146円

+

実費負担
食費・家賃・管理費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に短期間入居して日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

- 1日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	581円
要介護2	653円
要介護3	728円
要介護4	798円
要介護5	872円

+

実費負担
食費・滞在費・おむつ代・日用品費等

※事業所によっては、短期利用特定施設入居者生活介護を実施していない場合があります。詳しくは各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑪ 福祉用具の貸与

福祉用具貸与対象種目	費用
<ul style="list-style-type: none"> ・手すり（取付けに工事を要しないもの。） ・※スロープ（取付けに工事を要しないもの。） ・※歩行器 ・※歩行補助つえ <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ☆車いす ☆特殊寝台 ☆床ずれ防止用具 ☆認知症老人徘徊感知機器 ★自動排泄処理装置 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ☆車いす付属品 ☆特殊寝台付属品 ☆体位変換器 ☆移動用リフト （つり具の部分を除く。） </div> </div>	<p>現に福祉用具の貸与に要した費用（消費税含む）の1割から3割。</p>

☆原則として要支援1、要支援2、要介護1と認定された方は、給付対象外です。

★原則として要介護4、要介護5と認定された方が給付対象です。

ただし、身体状況によっては例外的に給付対象となることもあります。

※スロープ、歩行器、歩行補助つえについては、次項「特定福祉用具購入費の支給」の対象にもなるため、利用期間に応じて費用負担が抑えられる方法を選択できます。

⑫ 特定福祉用具購入費の支給

特定福祉用具販売対象種目	費用
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・腰掛け便座 <li style="width: 50%;">・移動用リフトのつり具部分 <li style="width: 50%;">・特殊尿器 <li style="width: 50%;">・スロープ（取り付け工事を要しないもの） <li style="width: 50%;">・排せつ予測支援機器 <li style="width: 50%;">・歩行器 <li style="width: 50%;">・入浴補助用具 <li style="width: 50%;">・歩行補助杖 <li style="width: 50%;">・簡易浴槽 	<p>現に福祉用具の購入に要した費用（消費税含む）の1割から3割。</p>

【支給限度額】 毎年度（4月～翌年3月）10万円（消費税含む）

※1 原則として、同一年度内に同一種目の福祉用具の購入は給付の対象となりません。

※2 原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の負担で福祉用具を購入することができます（購入前に各区役所介護保険担当窓口でご相談ください）。

※3 介護保険給付の対象となるのは、都道府県等から指定を受けた事業者から福祉用具を購入した場合のみとなります。

※4 スロープ、歩行器、歩行補助つえは、前項「福祉用具の貸与」の対象にもなるため、利用期間に応じて費用負担を抑えられる方法を選択できます。

⑬ 住宅改修費の支給

住宅改修の種目	費用
<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他上記住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 	<p>現に住宅改修に要した費用（消費税含む）の1割から3割。</p>

【支給限度額】 1人 現住居（被保険者証記載住所地）につき20万円（消費税含む）

※1 要介護状態が3段階以上高くなった場合及び転居した場合は、再度20万円まで利用できます。

※2 原則として、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（費用の9割から7割）の払い戻しを受ける「償還払い」となります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、当初から1割から3割の負担で住宅改修を行うことができます（改修前に各区役所介護保険担当窓口でご相談ください）。

※3 住宅改修費の支給を受けるためには改修前の事前申請が必要です（改修前に各区役所介護保険担当窓口でご相談ください）。

※4 バリアフリー改修を行った場合は、固定資産税の減額制度があります（81ページを参照ください）。

(2)居宅介護支援【居宅サービス計画（ケアプラン）作成費等】

サービスを利用する際に、介護支援専門員がケアプランの作成及び各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要介護状態区分	保険給付額	費用
要介護1・2	12,076円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。
要介護3・4・5	15,690円	

(3)施設サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	18,943円	21,548円
要介護2	21,194円	23,799円
要介護3	23,542円	26,211円
要介護4	25,793円	28,494円
要介護5	28,012円	30,713円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護老人保健施設

急性期の治療が終わり病状が安定し、在宅復帰のためのリハビリに重点をおいた方に対して、看護、医学的管理のもと、介護や機能訓練、その他必要な医療を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室	ユニット型個室
要介護1	25,503円	25,793円
要介護2	27,111円	27,272円
要介護3	29,202円	29,362円
要介護4	30,906円	31,131円
要介護5	32,546円	32,739円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※療養病床から転換した施設については、1割負担が若干異なる場合があります。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護医療院

長期間にわたる療養が必要な方が対象の施設です。療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護機能訓練その他必要な医療が受けられます。看取り介護やターミナルケアにも対応します。

●1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	
	多床室 I型	多床室 II型
要介護1	26,790円	25,278円
要介護2	30,327円	28,398円
要介護3	38,014円	35,119円
要介護4	41,262円	37,981円
要介護5	44,220円	40,554円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(4) 地域密着型サービス（要介護1～5の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、⑦⑧については原則として利用開始日において、川崎市内に住民登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期巡回や緊急時など必要に応じて随時訪問を行います。

● 1か月の利用料

要介護状態区分	介護・看護利用型	介護利用型
要介護1	8,836円	6,056円
要介護2	13,804円	10,809円
要介護3	21,071円	17,948円
要介護4	25,974円	22,704円
要介護5	31,468円	27,458円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や緊急時など通報システムによる訪問介護を行います。

● オペレーションセンターを設置している事業所の場合の利用料

サービス区分	1割負担
基本料金	1か月につき1,100円
定期巡回	1回につき414円
通報による随時訪問	1回につき631円

● オペレーションセンターを設置していない事業所の場合は1か月につき定額で3,005円の利用料です。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 地域密着型通所介護

小規模なデイサービスセンターにおいて、入浴・食事等のサービスや機能訓練を行います。

● 利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担	+	実費負担
要介護1	840円		食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	992円		
要介護3	1,150円		
要介護4	1,308円		
要介護5	1,464円		

※入浴をした場合には1回当たり43円から59円が別途かかります。また、利用時間には送迎時間は含みません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

● 利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要介護状態区分	1割負担	+	実費負担
要介護1	1,117円		食費・おむつ代・ 日用品費等
要介護2	1,237円		
要介護3	1,358円		
要介護4	1,482円		
要介護5	1,602円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせたサービスを行います。

● 1か月の利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	11,379円
要介護2	16,723円
要介護3	24,327円
要介護4	26,849円
要介護5	29,604円

+

実費負担
食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等

※小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者のニーズに応じた柔軟な対応を行います。

● 1か月の利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	13,543円
要介護2	18,948円
要介護3	26,636円
要介護4	30,210円
要介護5	34,172円

+

実費負担
食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等

※看護小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑦ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴・食事等の介護や機能訓練等を行います。

● 1か月（30日）あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	24,603円
要介護2	25,761円
要介護3	26,500円
要介護4	27,047円
要介護5	27,626円

+

実費負担
食材料費・家賃・共益費等・理美容代・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

短期利用共同生活介護

グループホームに短期間入所して、入浴・食事等の介護や、機能訓練等を行います。

● 1日あたりの利用料

要介護状態区分	1割負担
要介護1	850円
要介護2	889円
要介護3	916円
要介護4	933円
要介護5	951円

+

実費負担
食材料費・滞在費・おむつ代・日用品費等

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活で常に介護を必要とし、在宅生活が困難な方に対して、介護を行います。

● 1か月（30日）あたりの利用料（ユニット型個室の場合）

要介護状態区分	1割負担
要介護1	21,934円
要介護2	24,217円
要介護3	26,629円
要介護4	28,977円
要介護5	31,228円

+

実費負担
食費・居住費・理美容代・日用品費等
※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(5) 介護予防サービス（要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）	952円
--------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防訪問看護

主治医の指示のもとで、看護師等が家庭を訪問し、療養上の看護などを行います。

1回あたりの利用料（介護費用の1割）				
提供時間 サービス区分	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
訪問看護ステーション	337円	502円	883円	1,212円
病院・診療所	285円	425円	615円	906円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士等が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回（20分以上）あたりの利用料（介護費用の1割）	325円
---------------------------	------

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

④ 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の指導・助言などを行います。

	1か月あたりの利用限度回数	1回あたりの利用料（在宅の場合）
医師	2回	515円
歯科医師	2回	517円
薬剤師	原則2回（医療機関）	566円
	原則4回（薬局）	518円
管理栄養士	2回	545円
歯科衛生士等	4回	362円

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑤ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において、理学療法士等によるリハビリテーションを行います。

要支援状態区分	1か月の利用料	+	実費負担
要支援1	2,468円		食費・おむつ代・日用品費等
要支援2	4,600円		

※利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は原則1か所のみです。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑥ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を行います。

●1日あたりの利用料（併設型短期入所施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援1	491円		食費・滞在費・理美容代・日用品費等
要支援2	611円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

⑦ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等の施設に短期間入所し、医学的な管理のもとに、介護や機能訓練等を行います。

●1日あたりの利用料（介護老人保健施設で多床室を利用した場合）

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援1	658円		食費・滞在費・理美容代・日用品費等
要支援2	830円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれていますので、保険外の実費負担はありません。

⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホーム等で、日常生活上の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援1	5,886円		食費・家賃・管理費・おむつ代・日用品費等
要支援2	10,066円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

⑨ 介護予防福祉用具の貸与

59ページの福祉用具の貸与と同様です。

⑩ 特定介護予防福祉用具の購入費の支給

59ページの特定福祉用具購入費の支給と同様です。

⑪ 介護予防住宅改修費の支給

59ページの住宅改修費の支給と同様です。

(6)介護予防支援【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

要支援状態区分	保険給付額	費用
要支援1・2	4,915円	全額保険給付されますので、利用者の負担はありません。

※指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けて行う場合5,248円。

(7)地域密着型介護予防サービス（要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

可能な限り住み慣れた自宅又は地域で自立した生活を送ることを支援するためのサービスです。原則として、川崎市の被保険者の方が利用できます。なお、③については原則として利用開始日において、川崎市内に住居登録後、居住し始めてから3か月以上経過する方が対象です。

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方に対して、デイサービスセンターにおいて入浴・食事等のサービスや機能訓練等を行います。

●利用時間：8時間以上9時間未満の場合の1回あたりの利用料（単独型事業所の場合）

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援1	967円		食費・おむつ代・日用品費等
要支援2	1,079円		

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

② 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて訪問や泊まりを組み合わせた介護予防サービスを行います。

●1か月の利用料

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援1	3,754円		食費・宿泊費・おむつ代・日用品費等
要支援2	7,586円		

※介護予防小規模多機能型居宅介護を利用している場合であっても、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与については利用することができます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定した認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事等の介護や機能訓練等を行います。

●1か月（30日）あたりの利用料

要支援状態区分	1割負担	+	実費負担
要支援2	24,474円		食材料費・家賃・共益費等・理美容代・おむつ代・日用品費等

※要支援2の方のみ利用できます。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

(8)サービス・活動事業（第1号事業）（事業対象者、要支援1・2の認定を受けた方へのサービス）

事業所によっては次の利用料に加えて、サービス内容や人員体制に応じて加算を算定している場合があります。具体的な加算の内容は各事業所にお問い合わせください。

① 介護予防訪問サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

要支援等状態区分	1週あたりの 利用時間	利用料（介護費用の1割）		
		介護予防型	生活援助特化型	併用型
要支援2	1週120分超	1,032円 / 週	784円 / 週	908円 / 週
要支援2・要支援1 事業対象者	1週60分超 120分以下	651円 / 週	494円 / 週	573円 / 週
	1週60分以下	326円 / 週	248円 / 週	287円 / 週

※生活援助特化型とは、川崎市が指定した研修機関で研修を修了したヘルパー（かわさき暮らしサポーター）によるサービス提供を行った場合の金額です。

※併用型とは、1週の範囲内で、介護予防型と生活援助特化型の両方を利用した場合の金額です。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※1日60分超利用する場合は、別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

② 介護予防通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。

要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月9回～10回 （月額）	月1回～8回まで （1回あたりの金額）
要支援2	入浴あり	4,158円 / 月	416円 / 月
	入浴なし	3,729円 / 月	373円 / 月
要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）	
		月5回 （月額）	月1回～4回まで （1回あたりの金額）
要支援1 事業対象者	入浴あり	2,034円 / 月	407円 / 月
	入浴なし	1,820円 / 月	364円 / 月

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

③ 介護予防短時間通所サービス

デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を短時間で行います。

要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）
		月1回～月10回 （1回あたりの金額）
要支援2	入浴あり	339 円 / 回
	入浴なし	286 円 / 回
要支援等状態区分	入浴の有無	利用料（介護費用の1割）
		月1回～月5回 （1回あたりの金額）
要支援1 事業対象者	入浴あり	333 円 / 回
	入浴なし	279 円 / 回

※食費や日用品費等別途費用がかかる場合がありますので各事業所にお問い合わせください。

※掲載している金額は負担割合が1割の方の場合です。

※利用時間は事業所によって異なりますので、各事業所にお問い合わせください。

④ 介護予防ケアマネジメント【介護予防ケアプラン作成費等】

サービスを利用する際に、地域包括支援センター等が介護予防ケアプランの作成および各サービス事業所と連絡・調整等を行います。

類 型	事業費額	利用者負担
介護予防ケアマネジメント	4,915 円	利用者の方の負担はありません。



利用料の減免制度等

① 災害等の特別の事情があるとき

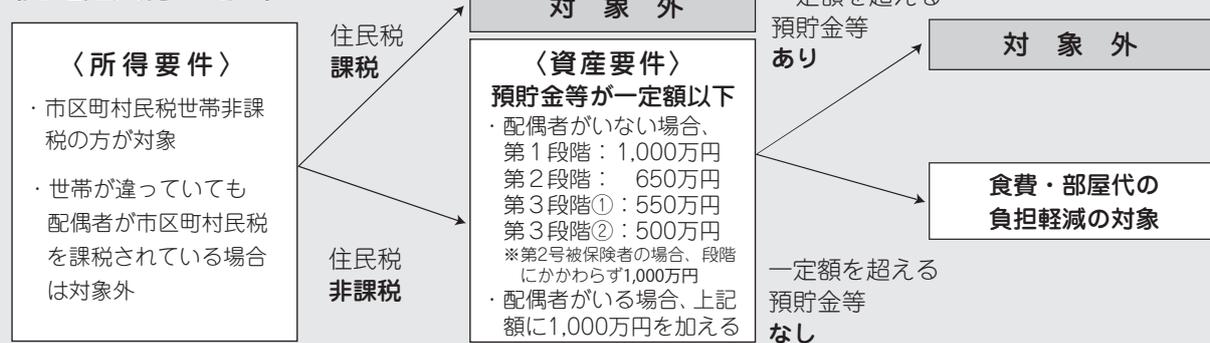
条 件	減免内容
1. 利用者や生計維持者が、災害等で財産に著しい損害を受けたとき	災害損失 利用者負担 0円
2. 生計維持者が、死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したとき	所得減少 利用者負担 3%

② 食費・居住費の軽減制度

介護保険施設のサービスを利用する際、食費や居住費（部屋代）については、施設と利用者との契約によって決まりますが、収入等が少ない方については負担が重くならないように軽減制度が設けられています（特定入所者介護サービス費）。軽減制度を受けるには区役所介護保険担当窓口へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示することにより食費や居住費（部屋代）が軽減され負担限度額で利用することができます。詳しくは〈利用者負担段階と負担限度額〉を参照ください。

〈対象となる介護サービス〉 ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・ 介護老人保健施設
 ・ 介護医療院 ・ 短期入所生活介護（介護予防含む） ・ 短期入所療養介護（介護予防含む）

〈認定証交付の流れ〉



〈利用者負担段階と負担限度額〉

※令和7年8月1日以降

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）			
		部屋代		食費	
				施設サービス	短期入所サービス
第1段階	・ 市区町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給されていて、預貯金等が一定額以下の方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	300円
		従来型個室	(特養等) 380円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第2段階	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	390円	600円
		従来型個室	(特養等) 480円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第3段階①	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円超120万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	650円	1,000円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第3段階②	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	430円	1,360円	1,300円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第4段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし			

食費・居住費の特例減額措置

2人以上の世帯(※1)において、介護保険施設に入所して食費・居住費(部屋代)を負担した結果、次に該当した場合には、市区町村民税が課税世帯であっても申請により負担限度額が第3段階②に軽減されます。

条 件	内 容
次の要件すべてに該当する方 ① 第4段階の食費・居住費の負担をしていること ② 世帯(※1)の年間収入(※2)から施設の利用者負担(※3)(自己負担、食費、居住費の年間見込額)を除いた額が80万9千円以下であること ③ 世帯(※1)の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産がないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯 … 本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 年間収入 … 公的年金等の収入額+合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)

※3 利用者負担 … 高額介護サービス費の支給が見込まれる場合、支給金額を利用者負担額から控除した額

③ 高額介護(介護予防)サービス費の支給

1か月の利用者負担が一定の上限額を越えるときは、支給対象となった旨をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、区役所介護保険担当窓口へ申請いただき、高額介護(介護予防)サービス費の支給を受けることができます。ただし、利用者負担のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外のサービス(全額自己負担で利用した介護サービスなど)については高額介護(介護予防)サービス費の対象とはなりません。

〈高額介護サービス費の自己負担上限額〉

※令和7年8月1日以降

区 分	負担の上限(月額)
課税所得 690 万円(年収約 1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得 380 万円(年収約 770万円)～ 課税所得 690 万円(年収約 1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税～ 課税所得 380 万円(年収約 770万円未満)	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の 合計所得金額の合計が80万9千円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人) 15,000円(世帯)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

④ 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯自己負担額の総額が次の表を超える場合に、申請に基づき超過分の金額が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、毎年7月31日時点でご加入の医療保険担当窓口で申請してください。

※対象となる利用者負担額は毎年8月～翌年の7月までの1年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額（一部負担金）の合計です。

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険など+介護保険）

所得区分	基準額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
低所得者	34万円

※ 所得区分については、加入の医療保険の組合等へご確認ください。

●70歳以上の方の世帯

所得区分	後期高齢者医療制度 （長寿医療制度） + 介護保険	国保・健康保険など + 介護保険 （70歳～74歳の方の世帯）
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅱ 世帯全員が市区町村民税非課税の人

※ 低所得者Ⅰ 世帯全員が市区町村民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円になる人

⑤ 要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担減免制度

介護保険制度施行（平成12（2000）年4月1日）前から特別養護老人ホームに入所されている方については、利用者負担の激変緩和措置として介護保険制度施行前の費用徴収額を基本的に上回らないよう、利用者負担と食費・居住費の減免制度が設けられています。

⑥ ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している方で、次に該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
次の要件すべてに該当する方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方 ②平成18（2006）年4月1日以降に次のいずれかに該当する方 ア 65歳になる以前におおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳になったことによって介護保険の対象となった方 イ 第2号被保険者として要支援・要介護認定を受けた方	0%（全額免除）

⑦ 社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤活用できる資産がないこと ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・ 1割負担額の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%） ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%）
b. 生活保護受給者	・ 個室居住費（宿泊費）の全額
c. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （72ページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。）	・ 1割負担額の50% ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の50%

※ただし、市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後及び公的年金等収入額の合計が年間80万9千円以下の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額介護サービス費等の自己負担上限額が適用となるため1割負担額については対象となりません。

※条件cについては、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合については対象となりません。

⑧ 収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免

⇒ 原則として、1か月の利用料の半額を助成します。

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの（例）年金支払通知書・預貯金通帳等

条 件
<p>次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険のサービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額）に満たないこと。 （法改正や世帯員数、年齢等によって異なります。）</p> <p>（例1）75歳単身世帯の場合……月收入がおおむね7万3千円以下 （例2）72歳と75歳の夫婦2人世帯の場合……月收入がおおむね11万7千円以下</p> <p>②世帯全員の預貯金や有価証券の保有について、世帯の高齢者が一人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。</p> <p>③活用できる資産がないこと。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p>

※介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合については対象となりません。

⑨ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者負担の軽減制度

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
<p>a. 次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険料を滞納していないこと</p> <p>②市区町村民税世帯非課税であること</p> <p>③生活保護世帯等でないこと</p> <p>④年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること</p> <p>⑤預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること</p> <p>⑥活用できる資産がないこと</p> <p>⑦負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p>	<p>・家賃、食費、光熱水費を対象に月3万円</p> <p>※月3万円未満の場合は、実際に掛かった費用まで軽減する。</p>
<p>b. 次の要件すべてに該当する方</p> <p>①介護保険料を滞納していないこと</p> <p>②市区町村民税世帯非課税であること</p> <p>③収入が少なく生活が著しく困難な方 （このページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用減免」の要件と同様です。）</p>	

※生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援給付を受けている方は対象となりません。

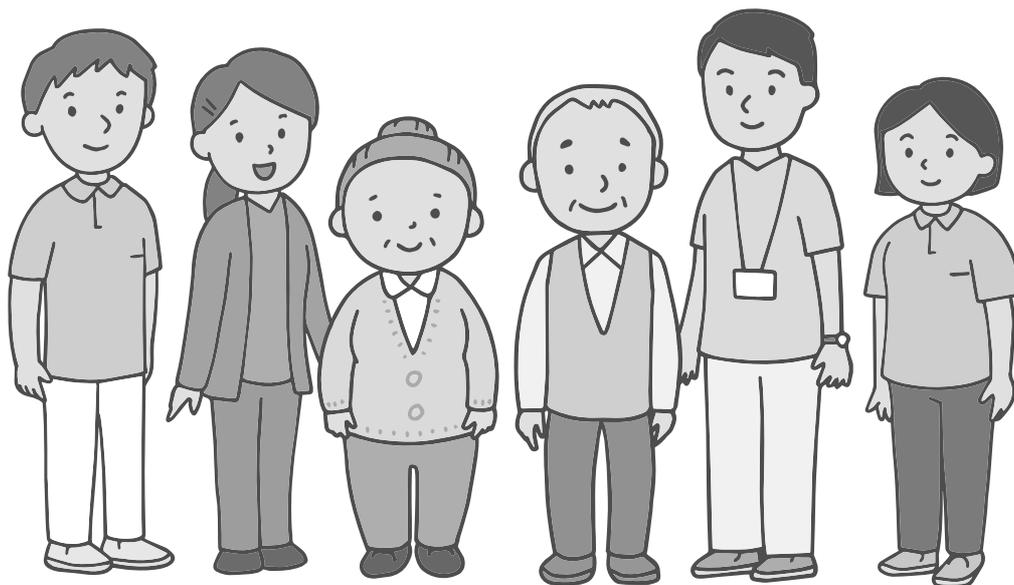
交通事故等(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用する場合は、保険者（川崎市）への届出が義務づけられています。

交通事故等で介護保険サービスを利用する方は必ず、区役所高齢・障害課介護保険担当窓口へ届出してください。

マイナンバー制度開始に伴う本人確認にご協力ください

介護保険制度ご利用にあたって、介護保険の各種届出、申請には、原則としてマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。



かわさき健幸福寿プロジェクトについて

●かわさき健幸福寿プロジェクトとは

介護が必要になってもご自身の「したい」「やりたい」を実現するため、介護を必要とする方と市内の介護サービス事業所が一緒になって、要介護度等の改善や維持に取り組んでいただきます。

7月1日から翌年6月30日までの1年を1サイクルとして評価を行い、要介護度が改善するなど、一定の成果を上げた介護サービス事業所には、市長からの表彰や報奨金等のインセンティブを付与することで、介護サービスの質の向上を促します。

参加していただいた方には、参加の証（あかし）等の記念品をお渡しします。



●プロジェクトの効果

[プロジェクトの結果] 要介護度の「改善・維持」	[全国平均との比較] 要介護度の「軽度化」
<p>このプロジェクトに参加された方のうち、2割弱の方の要介護度が「改善」しました。さらに、<u>4割以上の方が、参加していない人よりも要介護度を「維持」する期間が長くなっています。</u></p> <p>改善15.4% 維持41.4% 改善・維持56.8% 改善・維持以外43.2%</p> <p>悪化せず、一定期間以上維持できることもすばらしいこと!</p>	<p>このプロジェクトに参加された方は、全国平均よりも、<u>介護度が軽くなる人が多くなっています。</u></p> <p>介護度が軽くなった人の割合</p> <p>かわさき健幸福寿プロジェクト参加者 16.1% 全国平均 8.0%</p> <p>※厚生労働省公表の介護給付費実態調査結果と同じ方法で集計し、全国平均の軽度化率を比較</p>

※第8期（実施期間：令和5年7月～令和6年6月）に参加された方の結果を使用しています。

●参加要件

要介護1～5の認定を受けている方で川崎市の介護保険被保険者証をお持ちの方

●参加方法

担当のケアマネジャーまたは施設等の介護職員にご相談ください。

※参加申込は、介護サービス事業所の方に行っていただきます。

参加申込の受付期間は4月から12月までとなります。

●お問い合わせ 高齢者事業推進課 ☎200-2454



かわさき健幸福寿プロジェクト
ホームページはこちらから→

医療保険制度

【後期高齢者医療制度について】 75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害の状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

【国民健康保険について】 後期高齢者医療制度の被保険者となっている方、職場の健康保険に入っている方及び生活保護を受けている方以外は、国民健康保険の被保険者となります。

●お問い合わせ先 川崎市保険コールセンター ☎200-0783

【他の健康保険について】 加入されている健康保険にお問い合わせください。

老人緊急一時資金貸付

75歳以上の方が病気のため、お医者さんにかかったり、入院するような場合で、急にお金が必要となったとき、その費用の一部をお貸しします。くわしくは下記にお問い合わせください。

- 貸付額…… 1人一回につき30,000円 無利息
- 返済期間… 2か月据置 10か月払い
- お問い合わせ (公財)川崎市老人クラブ連合会 ☎222-4543

インフルエンザ予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による(一部自己負担あり)インフルエンザ予防接種が受けられます。

- 対象となる方……… ・接種日に65歳以上の方
 - ・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方(主治医とよくご相談ください。)
- 実施期間……… 令和7(2025)年10月1日～令和8(2026)年1月31日
- 公費負担で受けられる回数… 1回
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関(区役所、市民館では受けられません。)
 - ※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。
- 自己負担金……… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
 - なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
 - くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

新型コロナウイルス感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）新型コロナウイルス感染症予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・接種日に65歳以上の方
・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
- 実施期間…………… 令和7（2025）年10月1日～令和8（2026）年1月31日（予定）
※実施期間等が決まりましたら、市ホームページや市政だよりでお知らせします。
- 公費負担で受けられる回数… 1回
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・65歳の誕生日前日から、66歳の誕生日前日までの方
・60歳～65歳未満の方で、障害1級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
※過去に23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、本制度の対象となりません。
- 回数…………… 1回（公費負担で受けられるのは生涯で1回です。）
65歳誕生月末に接種券を一律でお送りしています。
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種個別協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターにご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

带状疱疹予防接種の公費負担制度

予防接種法に基づき、公費負担による（一部自己負担あり）带状疱疹予防接種が受けられます。

- 対象となる方…………… ・令和7年度中に65、70、75、80、85、90、95及び100歳を迎える方及び100歳以上の方
※100歳以上の方は、令和7年度に限り対象となります。
※令和8年度は、令和8年度中に65、70、75、80、85、90、95及び100歳を迎える方が対象になります。
・接種日に60歳～65歳未満の方で、障害1級程度のヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方（主治医とよくご相談ください。）
- 回数…………… 生ワクチンの場合1回、組換えワクチンの場合2回
- 接種を受けられる場所… 川崎市予防接種協力医療機関（区役所、市民館では受けられません。）
※長期に入院又は施設入所している等の理由により、市外の医療機関でなければ定期接種を受けることが困難な方は、予め、下記コールセンターへご相談ください。
- 自己負担金…………… 一部自己負担がありますので、接種を受けた医療機関にお支払ください。
なお、生活保護世帯に属する方、市町村民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は無料になります。
くわしくは下記にお問い合わせください。
- お問い合わせ 川崎市予防接種コールセンター ☎200-0144

結核早期発見のため、年に1度は胸部X線検査を受けましょう

結核は決して過去の病気ではなく、未だに多くの患者が発見されており、国内の新規患者の約4割が80歳以上の方です。

一度結核菌の感染を受けると、結核菌は何十年も体内に潜伏しています。なかでも、かつて結核が「国民病」といわれるほど日本に蔓延していた時代に若者だった80歳以上の方々が、加齢や病気などからくる免疫力の低下に伴い、発病したり再発したりしています。

結核の早期発見には胸部X線検査が有効です。

高齢者の場合、咳や痰等の症状が、出にくいことがあります。

長引く咳や微熱などの症状が続く場合は、軽く考えず、かかりつけ医に相談し、年に一度は胸部X線検査を受けるようにしましょう。

- お問い合わせ 健康福祉局保健医療政策部感染症対策課 ☎200-2439



基礎年金

- 老齢基礎年金…………… 保険料を納めた期間（合算対象期間や免除期間等を含みます。）が原則として10年以上ある方に65歳から支給されます（繰り上げることにより、60歳から請求できます。）。
- 障害基礎年金…………… 初診日において国民年金加入中の方（納付要件あり）又は加入していた60歳以上65歳未満の日本国内に住所を有する方が、病気やけがで国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級の状態にあるときに支給されます。
20歳前に初診日がある場合は、20歳になったときに国民年金法施行令で定める障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態になっていれば支給されます（受給権者本人の前年の所得により全額又は半額の支給停止となる場合があります。）。
- 遺族基礎年金…………… 国民年金加入中の方（納付要件あり）又は受給資格期間（原則として25年）を満了した方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に、子が18歳に到達する日以降の最初の3月31日まで（障害年金の障害等級1級・2級の障害がある子の場合は20歳の前月まで）支給されます。
- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）
又は
川崎年金事務所（川崎・幸） ☎233-0181
高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生） ☎888-0111

寡婦年金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した期間（保険料免除期間も含みます。）が10年以上ある夫（婚姻期間が継続して10年以上）が何の年金も受けずに死亡したとき、その夫に生計を維持されていた妻が60歳から65歳になるまで、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の4分の3の額が支給されます（老齢厚生年金などの他の年金の受給権がある場合は、いずれか1つの年金を選択することになります。）。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

死亡一時金

第1号被保険者・任意加入被保険者として保険料を納付した月数が36月以上（一部納付の場合には、月数が変わります。）ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金などの年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます（遺族基礎年金や寡婦年金（※）を受給する場合には支給されません。）。

※寡婦年金と死亡一時金は、いずれかを選択することになります。

- お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

特別障害給付金

- 1 平成3（1991）年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- 2 昭和61（1986）年3月以前に国民年金任意加入対象であった、厚生年金等に参加していた方の配偶者

1又は2であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の障害等級1級・2級相当の障害の状態にある方に支給されます。

ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。本人の所得が一定額以上のときやほかの公的年金を受給している場合、全額又は一部の支給が停止となる場合があります。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

●お問い合わせ 区役所保険年金課国民年金担当（89ページ 区役所代表番号にて年金担当へ）

特別障害者手当

障害のある方のなかで、身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に、支給されます。

1 支給要件

次のいずれにも該当することが必要です。

- (1)20歳以上であること。
- (2)身体または精神に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別な介護（詳細は、後述2参照）を必要とする状態にあること。
- (3)病院・診療所に3か月を超えて入院していないこと。
- (4)施設（障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）に入所していないこと。
- (5)本人及び扶養義務者の所得が、一定の額を超えていないこと。（扶養親族の数等、条件により額が異なります。）

2 障害の範囲と程度（「日常生活において常時特別な介護を要する状態」）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、

(1)重度の重複障害者

次の①～⑦の障害が、2つ以上重複する方（例：②と④の重複障害等）

- ①身体障害者手帳1、2級程度の視覚障害を有するもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(2)常時特別な介護を必要とする状態の方

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害及びこれと同程度の疾病を有する方で、(1)の①～⑦に該当する障害があり、かつ日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

3 申請手続き

お住まいの地区の福祉事務所（地域みまもり支援センター高齢・障害課）にて、特別障害者手当の認定請求の手続きを行ってください。なお、請求時に必要なものは、次のとおりです。

- (1)特別障害者手当診断書（用紙は福祉事務所にて配布しております。）
 - (2)障害者本人名義の金融機関（銀行・信用金庫等）の預金通帳等
 - (3)身体障害のある方は身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳
 - (4)個人番号の番号確認、本人確認、代理確認ができる書類（認定請求書には、本人、配偶者、扶養義務者の個人番号の記載が必要になります。）
- ※世帯の状況等に応じて、その他書類の御提出をお願いする場合があります。

4 支給方法・時期、支給額

- （支給方法）認定請求のあった月の翌月分から、障害者本人の金融機関の口座に振込
- （支給時期）原則として毎年5月10日、8月10日、11月10日、2月10日
※10日が土日祝日等の場合は、その前日です。
- （支給額）厚生労働省によって指定された金額（月額）を、上記の支給時期に3か月分まとめて支給します。

5 その他

- (1)特別障害者手当は、障害程度の認定の他に、所得額による支給制限があります。
- (2)受給資格者（障害者本人）及び扶養義務者等の前年の所得額によっては、支給が停止となる場合があります。
- (3)住所、氏名、支払口座などの変更があったとき、所得状況が変わったとき、障害の状態に変化があったときなどは届出が必要です。
- (4)所得状況の変更について、速やかに届出を提出せず、所得制限を超えていたことが後ほど判明した場合、手当の返還が発生する場合があります。
また、支給停止となっていた方について、修正申告などによって、所得制限限度額内となった場合は、所得状況の変更の届出後に、時効の範囲内において遡及して支給します。

●お問い合わせ 区役所高齢・障害課障害者支援係（89ページ 区役所代表番号にて高齢・障害担当へ）

外国人高齢者福祉手当

戦前に来日し、川崎市の住民基本台帳に記録されてから1年以上経過している昭和4（1929）年8月15日以前生まれの方（※）に、月額22,000円の手当てが支給されます。
※旧外国人登録法により外国人登録をしていた方については、外国人登録をしていた期間と住民基本台帳に記録されている期間が、通算で1年以上の方を手当の支給対象としています。

●お問い合わせ 高齢者在宅サービス課 ☎200-2677

税金の控除

所得控除は、次にあげるものがあります。（令和6（2024）年分所得）

名称	控除の概要
障害者控除	本人、又は同一生計配偶者もしくは扶養親族（年少扶養親族を含む）が障害者であるとき
老人配偶者控除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の配偶者（生年月日が昭和30（1955）年1月1日以前の方）であるとき
老人扶養控除	扶養控除の要件に該当する、70歳以上の扶養親族（生年月日が昭和30（1955）年1月1日以前の方）であるとき
同居老親等扶養控除	老人扶養控除の要件に該当する、本人、又は配偶者の直系尊属で、本人、又は配偶者と同居しているとき
同居特別障害者控除	扶養親族（年少扶養親族を含む。）又は同一生計配偶者が特別障害者で、本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にする他の扶養親族と同居しているとき

※平成24（2012）年度から、年少扶養親族（年齢16歳未満の親族）に対する扶養控除が廃止されました。年少扶養親族が障害者である場合、障害者控除や同居特別障害者控除などは従来どおり受けることができます。

●介護保険料について

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

なお、第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、勤務先で源泉徴収されていない方は、確定申告をすることによって社会保険料控除を受けられることがあります。

●介護保険サービスの利用料及びおむつ代について

「介護保険施設に入所している方」「在宅で訪問看護など医療系サービスを利用している方」「医療系サービスに併せてホームヘルプサービスなどを利用している方」の利用者負担額及びおむつ代（※）は、医療費控除の対象となります。

※おむつ代

傷病により、概ね6か月以上寝たきりで、医師の治療を継続して行う必要があり、おむつを使う必要があると医師が認めた場合のおむつ代をいいます。

なお、一定の要件を満たす場合、確定申告の際の「おむつ使用証明書（医師が発行）」に代わる証明書を交付できる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

●証明書についてのお問い合わせ

区役所高齢者支援担当（10ページ）

●所得税についてのお問い合わせ

川崎南税務署（川崎市・幸区にお住まいの方） ☎222-7531

川崎北税務署（中原区・高津区・宮前区にお住まいの方） ☎852-3221

川崎西税務署（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎965-4911

●市民税・県民税・森林環境税についてのお問い合わせ

かわさき市税事務所市民税課市民税係（川崎市・幸区にお住まいの方） ☎200-3882

こすぎ市税分室市民税担当（中原区にお住まいの方） ☎744-3231

みぞのくち市税事務所市民税課市民税係（高津区・宮前区にお住まいの方） ☎820-6560

しんゆり市税事務所市民税課市民税係（多摩区・麻生区にお住まいの方） ☎543-8958

●障害者控除対象者認定書の交付

市内在住の65歳以上の方で身体・知的障害がある場合（身体障害1～6級に準ずる障害、中程度以上の認知症、6か月以上の寝たきりの状態など）、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、介護保険要介護認定者も対象となる場合があります。申告に必要な障害者控除対象者認定書を審査の上、交付しますので事前にお問い合わせください。

●お問い合わせ 区役所高齢者支援担当（10ページ）

●バリアフリー改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

新築された日から10年以上を経過した一定の住宅で、法令で定められたバリアフリー改修工事を行うなど一定の要件を満たす場合、工事完了日から3か月以内の申告により、居住部分（100㎡相当分まで）に対する固定資産税の税額の3分の1が減額されます。減額される要件、申告方法については、工事を行った住宅の所在する区を担当する市税事務所へお問い合わせください。

●お問い合わせ

かわさき市税事務所資産税課（担当区域：川崎市、幸区） ☎200-3958

こすぎ市税分室資産税担当（担当区域：中原区） ☎744-3243

みぞのくち市税事務所資産税課（担当区域：高津区、宮前区） ☎820-6567

しんゆり市税事務所資産税課（担当区域：多摩区、麻生区） ☎543-8973

選挙における各種投票制度

衆・参議院議員、県・市議会議員及び知事・市長選挙の際には、所定の条件に当てはまる場合、以下の投票制度をご利用いただけます。

また、投票日当日の投票所や期日前投票所では、車椅子や老眼用のめがねの貸出しのほか、椅子・車椅子に座ってご利用いただける高さの低い投票記載台をご用意しています。

各投票制度の詳しい内容等は、ホームページ又は各区役所内の
各区選挙管理委員会までお問い合わせください。

ホームページはこちらから→



- 窓 □…………… 各区役所内の各区選挙管理委員会
(お問い合わせは、89ページ各区役所代表番号にて選挙管理委員会へ)

期日前投票制度

- 内 容…………… 選挙は、投票日に定められた投票所において投票するのが原則ですが、投票日の当日に「一定の事由」に該当すると見込まれる方は、投票日の前であっても、期日前投票所において投票することができます。
「一定の事由」は、投票日に仕事や用事がある場合、身体の障害等により歩行が困難で投票日に投票所に行くことができない場合等が該当します。
期日前投票をすることができる期間、時間、場所等の詳細については、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票・点字投票制度

- 内 容…………… 代理投票は、身体が不自由または文字の読み書きができない等により、自分で投票用紙に記載することができない場合に、投票所の係員に代筆してもらい投票することができる制度です。なお、代理投票を希望される方の意思確認方法について、代筆する係員と介添人の方等とが事前に打ち合わせることが可能です。
点字投票は、目の不自由な方が点字で投票用紙に記載することができる制度です。ご自分の点字器をお使いいただけるほか、点字器は各投票所にてお貸ししています。
代理投票や点字投票を希望される方は、投票所で係員にお申し出ください。これらの方法による投票は、期日前投票及び病院、老人ホーム等の施設での不在者投票においても行うことができますので、それぞれお申し出ください。

病院、老人ホーム等の施設での不在者投票制度

- 内 容…………… 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院、入所中の方が、その施設内において公示・告示の翌日から投票日の前日までの間に不在者投票を行うことができる制度です。
入院、入所中の施設が指定施設になっているかをお知りになりたい場合は、その施設に直接確認するか、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 手続きの方法…………… 院長や施設の長（不在者投票管理者）に投票用紙等の請求を依頼してください。依頼に基づき、院長や施設の長（不在者投票管理者）がご本人に代わり、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せます。なお、ご本人自身によって、お住まいの（選挙人名簿に登録されている）区選挙管理委員会から投票用紙等を取り寄せることも出来ます。

郵便等による不在者投票制度

- 内 容 …… 身体に一定の重度の障害を有する方が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、一定期間内に投票用紙等を自宅等に郵送してもらい、自宅等で投票の記載をすることができる制度です。これには代理記載の制度があります。この制度をご利用になるには、これらの手続きに時間を要しますので、早めにお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 対象となる方 …… 身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）です。

	障 害 名	障害の程度		
		1 級	2 級	3 級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

	障 害 名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	○	○	○	/
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要 介 護 状 態 区 分
	要介護5

- 代理記載制度 …… 上記の郵便等による不在者投票の対象となる方で、かつ、「自ら投票の記載をすることができない方」として定められた次の表の障害の程度に該当する方（○印該当者）は、あらかじめお住まいの（選挙人名簿に登録されている）区の選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する方）に自宅等でご本人に代わって投票に関する記載をしてもらうことができる制度です。

	障 害 名	障害の程度
		1 級
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	○

	障 害 名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	○	○	○